

2013年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

昨年8月に野田内閣のもとで民主・自民・公明3党合意で強行された社会保障・税一体改革は、年末の政権交代によって発足した安倍内閣に引き継がれました。これによって今年8月からの生活保護費の引き下げ、10月からの年金引き下げを突破口として、いよいよ社会保障の改悪が国民生活に重くのしかかろうとしています。

さらに社会保障制度改革国民会議の報告を盾に、2013年度は70～74歳の高齢者の医療費一部負担引き上げや、介護保険からの軽度者の切り離しなどの介護保険の給付範囲の縮小が推し進められようとしています。

さらに消費税増税がのしかかれば、安倍内閣が目玉とする「アベノミクス」は国民の所得を増やすことにつながらず、多国籍化した大企業と一部資産家に富を集中させ、国民の「格差」を一層大きくするものとしかなりません。

安倍内閣が進める社会保障改革の基本は、国の責任を放棄し「自助」「共助」の名の下に、その責任を国民と地方自治体に押し付けるものです。

私たちは県民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、これまで自治体に要請し、多くの要望を実現していただきました。特に愛知県の福祉医療への一部負担金と所得制限の導入を、多くの自治体からの反対の声で、今年6月には断念させることができました。

ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

##### 【企画政策課】

現在及び将来にわたり健康で文化的な住民の生活と人権を尊重し豊かで活力ある地域社会の実現に向けて計画的に推進していきます。

- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

##### 【企画政策課】

住民一人ひとりが一生涯住み続けたいと実感できるまちづくりのために、真に必要な社会資本の整備及び教育・保健・福祉などの行政サービスを行い、住民の福祉を継続的に増進させていきます。

- ★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

**【収納課】**

あま市は納税者の公平性を確保するため、愛知県西尾張地方税滞納整理機構(以下機構)に参加しております。

現在、機構の職員により滞納整理の効果があらわれており、今後も高額・困難事案の滞納額の縮減を図るための確な滞納整理事務を執行していきます。

**【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。**

**1. 生活保護について**

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

**【社会福祉課】**

生活保護が必要な方には適切に申請を受け付け実施しております。必要に応じて、社会福祉協議会の緊急小口資金貸付制度を活用するなど速やかに対応しております。

- ②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

**【社会福祉課】**

実態をよく把握し、当事者の立場に立って実情に応じた適切な助言を常に心がけています。自治体で仕事を確保することは難しいため、ハローワークと連携して情報提供しています。自動車保有については、しおりにも掲載しておりますが混乱を避けるため個別にも対応しております。

- ★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

**【社会福祉課】**

生活保護事務は国の受託事務であり、憲法により最低限度の生活は保障されているものと解します。

- ④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

**【社会福祉課】**

個別支援のために、ケースワーカーを適正に配置しており、また、面接訪問協力員や就労支援相談員を設置しています。研修は随時行い専門分野の知識向上に努めています。

- ⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

**【社会福祉課】**

あま市の警察官OBの主な業務は、高齢世帯の安否確認であり、窓口業務や申請の立ち合いは行っておりません。

- ★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

**【子育て支援課・学校教育課・高齢福祉課】**

現在の保育料徴収規則では、生活保護費の引き下げに伴う影響が生じる恐れがあるため、検討します。(子育て支援課)

就学援助費については、見直し以前の基準にて措置を行います。(学校教育課)

介護保険料においては、生活保護受給者は基準額の2分の1となっています。生活保護費と連動して基準額を引き下がる施策はなく、逆に社会福祉法人等による利用者負担軽減制度に

においては、生活保護対象者でなくなった場合、不利益が生じないような助成制度になっています。(高齢福祉課)

## 2. 安心できる介護保障について

### (1) 介護保険について

- ①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

#### 【高齢福祉課】

介護保険法における負担割合に従い、一般会計から繰り入れています。市独自の負担割合で一般会計から繰り入れることは考えておりません。保険料の段階については、所得に応じて多段階にし、低所得者には特例段階を設けて対応しています。

- ★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

#### 【高齢福祉課】

今のところ独自施策は考えていません。

- ★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

#### 【高齢福祉課】

今のところ独自施策は考えていません。

- ④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

#### 【高齢福祉課】

現行のサービスの低下にならないように対応し、介護予防・日常生活支援総合事業については、第5期の介護保険事業計画において実施する予定はありません。

- ⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

#### 【高齢福祉課】

第5期から第6期の介護保険事業計画にむけて、特別養護老人ホーム(定員100名)とグループホーム(2ユニット)を市内に開設予定ですが、それに対する市の助成は考えておりません。

- ⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

#### 【高齢福祉課】

地域包括支援センターは、あま市直営方式で高齢福祉課に開設されています。七宝、美和地区に地域包括支援センター相談所を設けて、住民の利便に寄与しています。

- ⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

#### 【高齢福祉課】

地域包括支援センターにおいて、介護従事者に対する研修会を開催し、介護従事者のレベルアップを支援しています。

### (2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

★イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【高齢福祉課】

上記施策をすべて一般会計にて実施することは、財政的に困難であると考えます。今後はあま市社会福祉協議会はじめボランティア等、地域の力を活用して、できる事業から優先的に実施する方向で進めていきたいと考えています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【高齢福祉課】

あま市社会福祉協議会にて、配食及び会食を実施しております。毎日1回の配食サービスを実施することは理想的ではありますが、現状は厳しい状況です。会食についても、旧3町での対応がそれぞれ異なっているので、あま市で統一された提供ができることを目標としています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【高齢福祉課】

今のところ考えておりません。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【高齢福祉課】

要介護1から5までの方を対象に実施しています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【高齢福祉課】

申請書については、要介護1から5までの対象者に個別に郵送し、システム導入したことにより、認定書は窓口で即日交付しています。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【保険医療課】

県において、さまざまな観点から議論を継続していきたいとのことで、市としても注視している状況です。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【保険医療課】

子ども医療制度については、現在の小学校卒業まで通院・入院は窓口負担なし、中学校卒業までの入院は償還払いとしており、変更の予定はありません。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【保険医療課】

精神障害者医療制度は、入院・通院とも精神疾患治療を対象としています。現在のところ変更の予定はありません。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【保険医療課】

後期高齢者医療広域連合において、窓口での一部負担金の減免制度を設けており、その制

度に基づいて運用しています。また後期高齢者福祉医療給付制度の対象拡大は考えておりません。

#### 4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

##### 【保険医療課】

後期高齢者医療制度の高額医療該当者には、初回のみ申請すれば次回からは自動払としています。高額介護合算療養費においては広域連合から案内が年1回送付されています。国保は申請書を送付しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

##### 【保険医療課】

保険料滞納者については、被保険者宅を訪問し個別の相談により分納による納付指導を実施しています。保険証の取り上げ・資格証明書の発行は実施しておりません。

#### 5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

##### 【健康推進課】

妊婦健康診査が継続して実施できるよう努めていきます。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

##### 【学校教育課】

基準は参考基準として設けていますが、参考基準を超えた世帯についても現在の状況等を加味して、認定の決定をしています。

見直し以前の基準にて措置を行います。

申請の受付は、市の窓口で実施しており、申請手続きに民生委員の証明は必要ありません。始業式、1学期末及び2学期末に学校を通じて配布する保護者への就学援助の案内や市ウェブサイト及び広報にて、年度途中でも申請できることを周知しています。

支給内容については、平成25年8月よりPTA会費と生徒会費の費目が追加されました。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

##### 【給食センター】

給食費の無料化は現在のところ考えていません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

##### 【給食センター】

現在17都県からの食材に関し簡易測定器及び放射線測定器で放射線測定をしており、安心安全な学校給食を提供していきます。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

##### 【健康推進課・社会福祉課・安全安心課】

施設の改修に併せて、改善できるところから改善していきたい。(健康推進課)

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。

**【子育て支援課】**

家庭児童相談員を配置して、家庭における児童の福祉(子育て・虐待・登校拒否等)に関する相談に対応しております。

## 6. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

**【保険医療課】**

国保は、低所得世帯の加入が多い・高齢化など様々な問題を抱え、多くの市町村が一般会計からのその他繰入なども含め運営している状況です。このような状況は今後ますます厳しくなっていくものと思われることから、国は皆保険制度の最後の砦といわれる国保が将来にわたって安定的に運営されていくよう広域化に向けた施策を進めている状況です。

★②保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
- イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。
- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。
- エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

**【保険医療課】**

一般会計からのその他繰入は本年度3億1千万円(1人当たり11,923円)で、市の財政から考えると、これ以上増額することは不可能な状況です。

税減免については基準を明確にし、運用しています。基準見直しは考えていません。

また、18歳未満の子どもに対し、均等割を賦課しないことについては、現状では難しいと考えています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。
- ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。
- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

**【保険医療課】**

資格証明書の発行については、面接をして家庭状況の把握に努め、対応しています。また高校卒業までの子どもについては短期保険証(有効期限6か月)を交付しています。

分納世帯には、納付状況に応じ、1か月の短期保険証から長期あるいは正規の保険証に切り替えて交付します。

給付制限は行っていません。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とされないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

**【保険医療課】**

一部負担金の減免制度は、生活保護基準の1.3倍超え1.4倍以下は猶予、1.15倍超え1.3以下は2分の1減額、1.15倍以下は免除という基準で運用しています。

## 7. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

**【社会福祉課】**

独自の減免制度等は考えておりません。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

**【社会福祉課】**

現在、支給制限は行っておりません。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

**【社会福祉課】**

長期かつ継続する外出に対するサービス提供は考えておりません。

- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるように介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

**【社会福祉課・高齢福祉課】**

介護保険制度を優先するように国の考え方があり、現行制度内で対応します。(社会福祉課)

介護保険サービスは16疾病のある40歳以上の方も対象にしています。原則、介護保険サービスを利用させていただいてから、障害の福祉サービスの利用になります。(高齢福祉課)

- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

**【高齢福祉課】**

介護保険のサービス利用料は原則1割負担となっていますが、訪問介護(ホームヘルパー)については、障害者施策で利用者負担がゼロの方は、介護保険においても自己負担額を助成する制度があります。(あま市訪問介護等利用者負担額の減額に関する要綱)

- ⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

**【社会福祉課・安全安心課】**

市では、民間施設等を災害時に福祉避難所として利用の要請ができるよう、市内で入所施設等を運営している3法人の8施設と、協定を締結しております。(社会福祉課)

学校施設を除き指定している避難所は、概ねバリアフリーになっています。避難生活が困難な障がい者等の福祉避難所としては、それぞれの担当課が社会福祉施設と応援協定を結ぶなどして対応を考えています。(安全安心課)

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

**【高齢福祉課・安全安心課】**

災害時要援護者の情報共有等についてはあま市災害時要援護者避難支援計画に基づき進めていきます。(安全安心課)

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の台帳(あま市高齢者・障害者台帳)を民生・児童委員さん方のご協力のもと整備し、本人署名同意のうえ、災害時に「要援護者台帳」として活用できるように関係課に情報提供することになっています。(高齢福祉課)

## 8. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

**【健康推進課】**

がん検診(乳がん・子宮がん・大腸がん・肝炎ウイルス検査)につきましては、特定の年齢の方に対してクーポン券を発行し無料で検診が受けられるようにしています。

また、歯周疾患検診につきましては、集団検診で無料で実施しています。

②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

**【健康推進課・保険医療課】**

30歳・35歳の方を対象に自己負担額(1,000円)を徴収し、実施しています。対象者には個別通知をしています。

## 9. 予防接種について

★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

**【健康推進課】**

今のところ市の助成制度については考えていません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

**【健康推進課】**

平成24年5月1日から開始し、現在のところ増額の予定はありません。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

**【健康推進課】**

平成25年7月1日より接種費用の一部助成を開始しました。

**【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

### 1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。

**【社会福祉課】**

県や近隣市の動向を見守っていきたいと考えています。



②消費税増税を中止してください。

**【財政課】**

消費税増税については、社会保障制度の財源として今後どうしても必要である一方で、日本経済を悪化させ財政状況を一層ひどくするなど賛否両論があります。消費税増税法には、努力目標として名目3%、実質2%の経済成長率を明記し、経済の急変時には増税を見送る景気条項が盛り込まれていますので、本市は今後の動向を注視していきたいと考えています。

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。

**【保険医療課】**

国等の動向を見守っていききたいと考えています。

④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。

**【保険医療課】**

後期高齢者医療制度は運用から5年を経過し市民にも浸透してきているところから、今後廃止の方向の要望はしがたい。

国民健康保険については、国等の動向を見守っていききたいと考えています。

⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

**【高齢福祉課】**

国庫負担割合は介護保険法で規定されております。生活支援の45分についても、介護報酬の枠の中で決定されており、市の独自の考えは持ち合わせておりません。

⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

**【保険医療課】**

県の動向を見守っていききたいと考えています。

⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

**【市民病院】**

本院が加入している全国自治体病院協議会等を通じ、国に対し要望するよう働きかけていきます。

⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

**【社会福祉課・高齢福祉課】**

介護保険制度を優先するように国の考え方があり、市独自の方向性は考えておりません。国・県の動向を見守っていききたいと考えています。(社会福祉課)

⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

【健康推進課】

水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎の4ワクチンについては、厚生労働省において定期接種の対象疾病に追加するか予防接種基本方針部会で検討されています。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【保険医療課】

県の動向を見守っていきたいと考えています。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【保険医療課】

県の動向を見守っていきたいと考えています。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【保険医療課】

県の動向を見守っていきたいと考えています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【保険医療課】

県の動向を見守っていきたいと考えています。

### (2) 県民の医療を守るために

①後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【保険医療課】

県の動向を見守っていきたいと考えています。

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【保険医療課】

県の動向を見守っていきたいと考えています。

③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

【社会福祉課】

県の動向を見守っていきたいと考えています。

④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

【社会福祉課】

県の動向を見守っていきたいと考えています。

### (3) 医療提供体制の充実のために

①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

#### 【市民病院・安全安心課】

本院が属する海部医療圏には災害拠点病院として、津島市民病院、海南病院が指定をされており、また、隣接する名古屋医療圏には医療連携を推進しております名古屋第一赤十字病院が災害拠点病院として指定されているところではありますが、先の東日本大震災における災害時の医療機能を確保しておくことが大変重要であるとの認識のもと、本市では、平成 27 年度の開院を目指し、新しい市民病院の移転新築事業を進めているところです。

新病院建設にあたっては、災害時にも医療提供が可能な施設とする必要があることから、その対策として、免震構造、液状化対策、非常用発電設備、無停電電源装置の設置及びトリアージスペースの確保など、その対策経費は増嵩となります。

このようなことから、災害時にも必要な医療が提供できる機能に要する経費については、災害拠点病院に関わらず所要の財政支援措置を講ぜられるよう国・県に要望しております。(市民病院)

②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。

#### 【市民病院】

平均在院日数の短縮化は、収益的側面から出来る限り努めなければなりません、患者の容体、また希望にも出来る限り応じてまいります。

③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。

#### 【市民病院】

救急医療体制を充実させるには、チーム医療として医師の体制が必要となります。充実を図れるよう医師確保に努めてまいります。

④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

#### 【市民病院】

県立病院に対しての要望内容である。

⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

#### 【市民病院】

仕事と生活の両立が図られるよう勤務形態に配慮するとともに、キャリア・スキルアップに向けた研修教育体制により、働きやすい、働き甲斐のある勤務環境とし、雇用の定着化を図ってまいります。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を増額するように要請してください。

#### 【保険医療課】

県内の動向を見守っていきたいと考えています。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

#### 【保険医療課】

県内の動向を見守っていきたいと考えています。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

#### 【保険医療課】

保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わない方向で運用しています。

④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。

【健康推進課】

県内の動向を見守っていきたいと考えています。

⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

【保険医療課】

県内の動向を見守っていきたいと考えています。

以上